猪名川町公害防止条例に係る事前協議実施要綱

令和 ４ 年１０月 １ 日

要　綱　第　６ ３　号

（目的）

第１条　この要綱は、猪名川町公害防止条例（令和４年条例第２号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する産業廃棄物処理施設等の設置に際して実施する事前の協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、条例第１０条第１項に規定する公害防止協定の締結内容及び条例第１１条第１項に規定する保証金の額を確定するとともに、公害の発生防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

　（対象事業）

第３条　この要綱は、次に掲げる事業について適用する。

　⑴　猪名川町公害防止条例施行規則（令和４年規則第２２号。以下「施行規則」という。）第１７条に規定する産業廃棄物処理施設最終処分場

　⑵　施行規則第１９条各項に規定する産業廃棄物処理施設中間処理施設

　⑶　施行規則第２０条に規定する建設副産物リサイクル施設

　⑷　施行規則第２２条に規定する産業廃棄物処理施設積替保管施設に類する施設

　⑸　その他町長が事前協議を必要と認めたもの

（事前協議書の提出）

第４条　条例第７条に規定する届け出を行おうとする者（以下「事業者」という。）又は条例第８条に規定する変更の届け出を行おうとする者（以下「変更事業者」という。）は、あらかじめ、事前協議書（様式第１号。以下「事前協議書」という。）又は変更事前協議書（様式第２号。以下「変更事前協議書」という。）を町長に提出し、協議するものとする。

２　前項の事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

ア　施設の設置を予定している区域の位置図

イ　施設の設置を予定している区域の現況平面図及び現況断面図

ウ　施設の設置を予定している区域の測量図及び求積図

エ　施設の設置を予定している区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

オ　施設の設置を予定している区域の土地登記簿及び公図の写し

カ　設置を予定している施設が産業廃棄物処理施設最終処分場の場合は、埋立を予定する産業廃棄物の総量計算書

キ　設置を予定している施設が産業廃棄物処理施設中間処理施設及びこれに類する施設並びに建設副産物リサイクル施設の場合は、その施設において処理及び加工又は製造等に使用する機械の主要諸元を記載したカタログ

ク　設置を予定している施設が産業廃棄物処理施設積替保管施設又はこれに類する施設の場合は、施設で保管することを予定している産業廃棄物の最大保管容量の計算書

ケ　設置を予定する施設で行う作業工程の順序を明らかにした書面

コ　設置を予定する施設で取扱う産業廃棄物の処理に要する経費に係る資金調達計画書

サ　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

３　変更の届け出に伴う変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

（周辺地域の住民への説明会）

第５条　施設の設置にあたり、周辺地域の住民と紛争が生じることを未然に防止するために説明会を開催する必要があると町長が判断したときは、町長は事業者又は変更事業者に対し説明会の実施を指示するものとする。

２　事業者又は変更事業者は、町長の指示により説明会を開催するときは、あらかじめ、開催の日時、場所及び説明内容（事業の計画概要、災害の防止上又は生活環境の保全上講じる措置等）について記載した説明会開催予定報告書（様式第３号）を町長に提出し、協議するものとする。

３　事業者又は変更事業者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明した内容並びに出席者の要望及び意見、それらへの回答等について記載した説明会開催結果報告書（様式第４号）を、具体的に記載した議事録及び録音記録媒体とともに町長に提出するものとする。なお、録音記録媒体については、説明会参加者の代表（自治会長等）による議事録への署名により代えることができる。

４　事業者又は変更事業者は、住民への説明会で説明した事業計画等に変更が生じた場合は、その取扱いと対応について町長と協議するものとする。

（県との協議）

第６条　町長は、事業者から事前協議書又は変更事業者から変更事前協議書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

⑴　兵庫県（以下「県」という。）に対し、町が事前協議を開始した旨を書面により通知するとともに、関係法令等の手続き等について県と協議するものとする。

⑵　担当職員に施設の設置を予定している区域及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。この場合において、町長は、県に技術的な協力を求めることができる。

⑶　県と説明会の対象地域及び周知方法等について協議するものとする。

（他法令等所管の関係機関との情報交換）

第７条　町長は、事業者又は変更事業者が施設の設置を予定している区域において適用される法令等を所管する県等関係機関に対し、事前協議書等提出された書類を提供することができる。

（報告の徴収）

第８条　町長は、事業者又は変更事業者に対し、必要に応じて、第５条の説明会の実施状況及びその他関係者との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。